

2 生徒服装規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校生徒の服装及び身だしなみに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(義務)

第2条 本校生徒は、ふたば未来学園高等学校生徒としての品位と節度を保った服装及び身だしなみを常に心がけなければならない。

第2章 服装

(制服)

第3条 制服は、必ず本校指定の服装を着用しなければならない。

第4条 登下校時及び在校中は、次の場合を除き、制服を必ず着用するものとする。

- (1) 体育又は実習に関する教科・科目の授業を受ける場合
- (2) 大会参加等の理由で、制服以外の服装の着用が認められている場合
- (3) 休日に学校又は学年行事等で登校する場合で、学校から特に指示のない場合
- (4) 休日に部活動等の練習で登校する場合で、部顧問から特に指示のない場合
- (5) その他、やむを得ない理由により生徒指導主事等が制服以外の服装の着用を許可した場合（必要に応じて異装許可証を発行する）

(着用期間)

第5条 制服の冬服（以下「冬服」という。）の着用期間は次のとおりとする。

- (1) 4月1日から5月31日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで

第6条 制服の夏服（以下「夏服」という。）の着用期間は次のとおりとする。

- (1) 6月1日から9月30日まで

第7条 前2条に定めた期間のうち、次に定める期間については、冬服及び夏服の併用期間とする。

- (1) 5月21日から5月31日まで
- (2) 9月20日から9月30日まで
- (3) その他、気候による健康への影響などの理由から、校長が併用を認めた期間

(冬服)

第8条 冬服については、以下のとおり着用するものとする。

- (1) 学校指定のブレザー
- (2) 白のYシャツ（男子）、ブラウス（女子）
 - ①ブレザーの下には、白のYシャツ（ブラウス）を着用すること。
 - ②Yシャツ及びブラウスについては、特に指定品は設けない。
 - ③Yシャツ（ブラウス）の裾は、スラックス（スカート）の中に入れること。
- (3) 学校指定のスラックス（男子・女子）
 - ①ズボン裾に綻びや破れ等が生じないように、適正なウエスト位置、股上、及び裾丈で着用すること。
（不当にウエスト位置を下げたり、裾をまくり上げたりするような着用は認めない。）
- (4) 学校指定のスカート（女子）
 - ①スカート丈は、直立時に膝丈程度となるようにすること。
（適正なウエスト位置やスカート丈で着用すること。ウエスト部で折り上げたり、裾を切って短くしたりするような着用は認めない。）
- (5) 学校指定のネクタイ
 - ①ネクタイは、Yシャツ（ブラウス）の第一ボタンが隠れる位置まで締めること。
 - ②式典や特に指示のある場合には、正装としてネクタイを着用すること。それ以外の場合は、ネクタイ

又はリボン（女子のみ）を適宜選んで着用してもよい。

（６）靴下

- ①式典や特に指示のある場合には、スラックス着用時は黒のソックス、スカート着用時は学校指定の刺繍入り紺色ハイソックスを着用すること。
- ②スラックス・スカート着用時は市販の華美ではないソックスを可とする。
（ショートソックス、ルーズソックス、ニーハイソックス、レッグウォーマー、くるぶしの見えるソックス等の着用は認めない。）
- ③スカート着用時の冬季には、黒の無地（柄なし）又は肌色のストッキング・タイツを着用してもよい。

（７）防寒用ニット類

- ①気候等に合わせ、学校指定のベスト又は市販のセーター・カーディガンを、ブレザーの下に着用することを認める。
- ②市販のセーター・カーディガンは、黒、紺、白、茶、グレーの単色無地で華美でないものとし、着用時にネクタイ又はリボンが見えるようなＶネックとする。
- ③「防寒用」であるので、着用して暑い場合はセーター・カーディガンを脱ぐこと。
（ブレザーを脱いで、セーター・カーディガン姿にならないこと。）
ただし、学校指定のベストは制服の一部として認めるので、ベストを着用したままブレザーを脱いでもよい。

（コート類）

第9条 冬季に冬服の上に着用するコート類については、華美・高価でないものとする。なお、いわゆる革ジャンやGジャン及びスタジアムジャンパーの着用は認めない。

（夏服）

第10条 夏服については、以下のとおり着用するものとする。

（１）学校指定の刺繍入り夏用シャツ

- ①裾はスラックス（スカート）の中にきちんと入れること。
- ②学校指定のネクタイ又はリボンは着用しなくてもよい。なお、着用する場合は、冬服着用の場合に準じること。
- ③気候に合わせ、夏用シャツの上に、学校指定のベスト又は冬服のブレザーを着用してもよい。

（２）学校指定のスラックス（スカート）

- ①冬服のスラックス（スカート）又は学校指定の夏用スラックス（スカート）を身につけること。
- ②夏用スラックス（スカート）の着用については、冬服のスラックス（スカート）に準じること。

（通学靴）

第11条 通学靴は、皮革・合成皮革又は運動靴とし、華美・高価でないものとする。なお、かかとの高い靴、ブーツ、及びサンダルは禁止する。

（通学用カバン類）

第12条 通学用のカバン類については、次の事項を満たし、本校生にふさわしいものを使用するものとする。

- （１）教科書及びノート等の学用品などが十分に入る大きさであること。
- （２）華美・高価なものでなく、通学の際に安全で機能的であること。

（その他）

第13条 制服について、前条までの他に以下の事項についても遵守するものとする。

- （１）登下校時には必ず制服を着用し、校内に放置したままにしないこと。
- （２）登校時に着用してきた上着類は、下校時に校内に放置したままにしないこと。
- （３）男女とも、体型に合った適正なサイズの制服を着用すること。
- （４）制服の変形、不正加工、及び改造をしないこと。
- （５）校内外を問わず、制服の貸し借りはしないこと。

第3章 身だしなみ

(頭髪)

第14条 頭髪については、高校生らしい端正な髪型とする。

(頭髪加工の禁止)

第15条 頭髪について、脱色、染色、パーマ、そり込み(ライン)、及び付け毛(エクステ)など本校生としてふさわしくない頭髪への加工を禁止する。

(装身具・化粧などの禁止)

第16条 次の事項を禁止する。

(1) ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、アンクレットなどの装身具の着用。

(2) マニキュア(手・足)、付けまつげ、化粧、カラーコンタクト、その他、本校生としてふさわしくない物品の着用又は身体への加工。

(その他)

第17条 身だしなみについて、前条までの他に以下の事項についても遵守するものとする。

(1) 毎日の入浴及び洗髪に心がけ、身体は常に清潔に保つこと。

(2) 爪は伸びすぎないように、適宜整えること。

第4章 その他

(違反者への指導)

第18条 この規程に違反する物品については、発見者が没収し、その後担任預かりとする。

第19条 この規程に違反する行為については、速やかに改善の指導を行う。

第20条 次の場合、保護者召喚又は特別な指導の対象とする。

(1) 改善の指導に従わない場合

(2) 一度は改善するが再び元の状態に戻ってしまう等、改善の努力が見られない場合

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年4月21日一部改定

令和5年4月1日一部改定